

【身体的拘束の最小化に向けた当院の基本方針】

当院では、患者様の人格と尊厳を尊重し、安全で質の高い医療・ケアの提供に努めております。そのため、患者様または他の患者様の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束を行いません。

万が一、身体的拘束を行う場合は、以下の要件を厳格に満たしていることを確認し、医師の指示のもとで実施いたします。

1. 緊急やむを得ない場合の3要件

- **切迫性**：患者様本人または他の患者様の生命・身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
- **非代替性**：身体拘束以外の方法で代替することができないこと。
- **一時性**：身体拘束が必要とされる期間が最小限であること。

2. 身体的拘束最小化に向けた当院の取り組み

- **身体拘束適正化委員会の設置**：多職種で構成される専門チームを設置し、定期的なラウンドや解除に向けた検討を行っています。
- **組織的検討体制**：定期的な委員会の開催と、ケアの振り返りを実施しています。
- **職員教育**：すべての職員を対象とした身体的拘束最小化に関する研修を定期的に行っています。
- **患者様・ご家族様への説明**：やむを得ず実施する場合は、事前に理由や方法を十分に説明し、同意を得ることに努めています。

地域包括ケア病棟の身体的拘束実施状況

期間	入院料算定日数(A)	身体的拘束実施日数(B)	実施割合 (B)÷(A)
令和8年4月 ～令和8年6月	2738日	112日	4.09%

※入院料算定日数(A)は、地域包括ケア入院医療管理料1を算定した日数。

令和8年7月1日
医療法人辰星会 枳病院
院長 猪狩俊